



2020年3月13日

各 位

会 社 名 霞ヶ関キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河本 幸士郎  
(コード番号：3498 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 廣瀬 一成  
(TEL. 03-5510-7653)

**自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ**  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2020年3月13日開催の取締役会において、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社取締役及び従業員に対して交付する譲渡制限付株式及びストックオプションへの充当等、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 普通株式  |
| (2) 取得する株式の総数  | 66,000株 (上限)<br>(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合2.06%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200,000,000円 (上限)                               |
| (4) 取得期間       | 2020年4月6日～2020年8月6日                             |

(注) 市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(ご参考) 2020年2月末時点の自己株式の保有状況

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 発行済株式総数 (自己株式を除く) | 3,206,756株 |
| (2) 自己株式数             | 44株        |

以 上